

残そう、自然の宝石箱・のりくら



くらがね通信

No.48 (新緑号)

乗鞍岳と飛騨の自然を考える会

平成 24 年 5 月 10 日発行

第12回総会・環境講演会を行ないました。

2月18日に高山文化会館において第12回総会と環境講演会を行ないました。総会前に行なわれた環境講演会では、愛知県豊田市「豊田自然観察の森」所長の大畑孝二氏をお招きして、講演をしていただきました。

大畑氏は、岐阜県瑞浪市出身で大学を卒業後、日本野鳥の会に勤務しレンジャーとして北海道ウトナイ湖、石川県片野鴨池を経て2003年から豊田自然観察の森で勤務しています。講演では「里山をめぐる人と生き物の関係」と題して豊田自然観察の森の紹介、豊田市内を中心に進んでいるトヨタ自動車テストコース計画の問題点、自然観察の森が現在進めている「サシバの住める森づくり」事業、外来種問題と獣害と過疎問題について話していただきました。

第12回総会では平成23年の事業・決算・監査報告、24年の事業計画・予算案等の各議案を審議し了承されました。

今年は従来の事業に加え、「第13回ライチヨウ会議岐阜大会」が高山市で開かれます。この岐阜大会を当会が主体となって推進・開催することにより広く当会の活動を知っていただくとの考えのもと、当会の運営委員・選任会員が実行委員となって企画を進めています。また年2回行う講演会の講師は県外の方をお招きして開催します。

自然談話室 『**自然観察の楽しみ**』 小野木 三郎 (副会長)

日時：5月18日(金) 午後7:00より 場所：高山市民文化会館

自然観察会 (主催：飛騨高山ふるさとを歩こう会)

『平湯の自然 一平湯大ネズコ～平湯大滝一』

5月27日(日) 午前9時より 雨天でも決行します

集合場所：平湯大ネズコ登山口駐車場 (平湯キャンプ場向かい。入り口の道路標識あり)

持ち物：お弁当、飲み物、雨具 (雨天でも山道を行動できる服装で)

※当会の参画団体の月例会に参加します。参加要件：自己責任で行動できる方。

希望者は時間までに直接現地集合場所へ

乗鞍岳と飛驒の自然を考える会 第12回総会

2月18日(土) 於 高山市民文化会館

- 1) 開会 松崎 まみ
- 2) 会長あいさつ 飯田 洋
- 3) 議長選出
- 4) 議題 平成23年会務・事業報告 事務局・宝田
平成23収支決算報告・会計監査報告 会計・佐藤、 監査・向田
平成24年事業計画 事務局・宝田
平成24年予算案 会計・佐藤
その他報告
- 5) 閉会のことば 小野木 副会長

◎ 平成23年 会務報告

- 1) 会員状況： 23年12月末 会員数 100 (個人・家族96、団体4)
- 2) 会議関係： 総会 平成23年3月26日 ・ 運営委員会 毎月1回開催

◎ 平成23年 事業報告

- 1) 第11回総会・講演会 3月26日 高山市民文化会館
『生物多様性保全の問題点－飛驒地方の森林を事例に－』 講師・小野木 副会長
- 2) 自然観察会「初夏のチョウを楽しもう」 7月9日 29名 日和田高原
「飛驒位山に登ろう」 6月5日 16名 位山
- 3) アサギマダラマーキング会(雨天中止) 8月29日
- 4) 公開講座 『自然談話室』 高山市民文化会館
5月26日 「アルプの世界と私の山登り」 小野木 三郎
7月15日 「飛驒の山－写真が語る先人の登山－」 牛丸 岳彦
9月21日 「家の周りの草花－付き合い方・楽しみ方－」 中島 照雅
10月19日 「山と日本人－日本人はどのように山とかかわってきたか－」
木下 喜代男
11月15日 「飛驒の野鳥記録をたどる」 田之本 克己
12月6日 「オーストラリアの生物多様性を守る新たな仕組み
－ バイオバンキング －」 飯田 洋
- 5) 「高山駅西周辺整備についての提言」提出
- 6) 季刊の会員だより 『くらがね通信』 No. 44・45・46 発行送付

◎ 運営委員、会計、監事(任期：24・25年の2年間)

- 会長 飯田 洋 副会長 小野木 三郎・直井 清正
事務局長 宝田 延彦
運営委員 松崎 まみ・古橋 洋子・田之本 克己・住 寿美子・中島 照雅
会計 佐藤 八重子
監事 向田 真一・米澤 智子

◎ 平成24年 事業計画

- 1) 第12回総会 2月18日
- 2) 自然観察会
- 3) ドングリ植林地見学・植林・ドングリ拾い
- 4) アサギマダラマーキング 8月下旬 指導・鈴木 俊文さん
- 5) 環境講演会（2回） 2月18日：11月予定
- 6) 公開講座『自然談話室』・学習会・出前講座 等 (随時)
- 7) ライチョウ会議岐阜大会 10月13～15日
- 8) 季刊の会員だより 『くらがね通信』発行送付（年4回）
- 9) 要望書、提言等提出
- 10) その他、調査活動等

◎ 平成23年 収支決算報告

(収入の部)

	金額	備考
平成23年繰越	650,621	
個人 73	146,000	年会費 2,000円
家族 11	33,000	年会費 3,000円
団体 5	30,000	年会費 5,000円 複数年含む
雑収入	30,145	クラブ賞、講師謝礼、利子
寄付	2,000	岡村様
合計	891,766	


(支出の部)


	金額	備考
会議費	15,100	文化会館使用料等
通信費	73,190	郵送料・切手・葉書
事務費	11,412	コピー・封筒・テープ・ラベル
印刷費	30,450	くらがね通信（3回発行）他
事業費	39,755	講師謝礼、交通費、お茶、保険等
合計	169,907	

891,766(収入)－169,907(支出)＝721,859 (次年に繰越)

監査の結果 適正に処理されているものと認めます

平成24年11月30日

監事 向田 直 

監事 米澤 智子 

24年予算案

(収入の部)

	金額
繰越金	721,859
会費	210,000
合計	931,859

(支出の部)

	金額
会議費	20,000
通信費	80,000
事務費	15,000
印刷費	40,000
事業費	500,000
予備費	276,859
合計	931,859

◎ 事業予算案について

今年の事業予算案では500,000円が計上されています。(昨年の決算は39,755)
昨年は講演会が一回の開催で会場費のみでしたが、今年は2回開催で、講師が県外の方をお招きすることになりました。それにより講演会費が大幅に増加します。

第13回ライチョウ会議岐阜大会に協賛することになりました。大会の経費は協賛、寄付金、補助金によって開催されます。当会が主体となり推進・開催する行事ですので予算が不足した場合に備えて計上しています。現在、実行委員会で協賛・寄付金募集、補助金申請等を行なっています。

◎ ライチョウ会議岐阜大会

日本に生息するライチョウはこれまで約3,000羽といわれてきましたが、最近の調査結果から約1,700羽に減ってきています。

「ライチョウ会議」はライチョウがトキやコウノトリのようにならないように今のうちに対策していかなければならない、そのためにライチョウの研究・調査・保護活動などに関係している方が一堂に会して話し合う場として平成12年に発足されました。(当会の発足も平成12年)

これまで毎年1回、ライチョウが生息している県(長野県、富山県、岐阜県、静岡県、山梨県、新潟県、石川県)と東京で開催されてきました。平成16年8月22・23日の第5回大会は高山市で開催されて岐阜県としては今回2回目となります。(くらがね通信No18, 20に掲載)

前回の大会では日本野鳥の会岐阜県支部で運営しました。当会も協賛し数名が実行委員に加わっていました。今回は当会が運営主体となつての開催です。すでに開催に向けて会議を数回実施しています。

乗鞍自動車利用適正化協議会

◎3月9日に協議会が開かれ乗鞍自動車利用適正化方針 [H24~26] が決まりました。

乗鞍自動車利用適正化方針 [H24~26]

乗鞍岳の貴重な自然環境を保全し、快適な利用環境を確保するとともに、地域振興と環境教育の場として活用するため、下記のとおり自動車利用の適正化方針を定める。

なお、適正化方針の実効を上げるため、地元関係者との連絡を密にし、中長期的視点に立った抜本的対策が実施できるよう努めるものとする。

1. マイカー規制の実施

- (1) 主要地方道乗鞍公園線(乗鞍スカイライン)へのマイカー乗り入れを全面的(5月15日から10月31日まで)に禁止する。
- (2) 乗り入れを認める車両は、乗合バス、貸切バス、乗車定員11人以上の自家用バス、タクシー、緊急車両、自転車及び警察署長の許可を得た車両とする。
- (3) 5月15日から10月31日までの期間のうち、5月、6月及び10月は18時から翌朝7時まで、7月から9月までは18時から翌朝3時半までの夜間の通行を禁止する。

2. 広報計画

- (1) 標識・看板・横断幕の設置やチラシの配布、ホームページ等広報の徹底により、適正化方針の内容の周知を図る。
- (2) マイカーによる来訪者に対し、「マイカー全面通行止」であること及び高山市丹生川町久手又は高山市奥飛騨温泉郷地内での駐車・シャトルバス乗換について周知徹底を図る。

- (3) 道路情報板、道路交通情報等により、山頂乗鞍鶴ヶ池駐車場及びシャトルバス乗換駐車場の混雑状況等、情報提供に努める。
- (4) 来訪者に対し、乗鞍の貴重な自然を守るため「自然公園の利用のマナー」を広報する。
- (5) 自転車利用者に対し、道路の安全利用を徹底、指導する。

3. 自然保捷の推進

- (1) 乗鞍環境パトロール員等と連携を図り、「自然公園の利用のマナー」向上と貴重な自然環境の保全に努める。
- (2) 乗鞍岳の自然を体験しながら環境保護及び生物多様性保全について学ぶという、環境教育の場としての活用を図る。

4. 環境への配慮

- (1) アイドリングストップを励行するよう、「アイドリングストップ運動」を推進する。
- (2) シャトルバス、路線バスへの低公害車両の導入促進に努める。
- (3) ペットの持ち込みを原則禁止とする。
- (4) 観光貸切バス事業者に対して、低公害車輻の導入促進を呼びかける。

5. 地域（観光）振興

- (1) マイカー規制を契機として、乗鞍岳は環境に十分配慮した場所であることをPRし、全国のモデルとなりうる徹底した「環境保全型観光地」を目指す。
- (2) 上高地、乗鞍高原等長野県側と連携し広域観光ルートの開発や、第一級の自然資源を活用した自然体験型ツアー等により、「通年型・滞在型観光地づくり」を目指す。
- (3) 乗鞍岳の特色を生かした各種イベントの開催、自然ガイドの充実、及び観光関連部門と運輸部門（タクシー、シャトルバス）との提携等の振興策を促進し、来訪者の増加を図る。
- (4) 振興策の実施に必要な経費の負担については、別途協議する。
- (5) マイカー規制期間中の目標入山者数を設定する。

6. マイカー規制実施方法等の見直し

- (1) マイカー規制実施による自然への影響に関する各種調査の結果を基に、地域への経済波及効果等も考慮し、マイカー規制実施方法等について原則3年ごとを目途に見直す。ただし、振興策を実施するにあたって、方針を見直す必要がある場合は、随時協議するものとする。
- (2) マイカー規制実施の見直しに当たっては、長野県側と随時情報交換及び協議を行い、連携を図っていくものとする。
- (3) 高山市民をはじめ広く関係者が参画し、乗鞍のあり方を考える機会を継続して設けるものとする。
- (4) 環境への負荷が少ない車両（電気自動車等）の乗り入れについては、地域振興のための実験・研究に取り組む。
- (6) 5月15日から5月31日までの試験実施期間を本開通期間にすることに向けて取り組む。

変更… 3. 自然保護の推進 「(1) 乗鞍環境パトロール員及び乗鞍自然環境指導員等と連携を図り」の「及び乗鞍自然環境指導員」を削除

6. マイカー規制実施方法等の見直し 「(4) …乗り入れについては今後の研究課題とする」を「…乗り入れについては、地域振興のための実験・研究に取り組む。」に変更

追加… 5. 地域（観光）新興・(5)

6. マイカー規制実施方法等の見直し・(3)(5)

◎ 4月5日に平成24年度の第1回協議会が開かれました。

- (1) 平成23年度乗鞍岳入り込み状況報告 推定人数 181,932人
- (2) 平成23年度乗鞍環境保全事業の実施結果 (乗鞍環境保全税を財源として)
- (3) 平成23年度乗鞍岳振興策の実施状況報告 (啓発・イベント・広報)
乗鞍フォーラム、自然観察会、サイクルヒルクライム、広報宣伝等
- (4) 平成23年度協議会事業・決算報告
- (5) 平成24年度協議会事業計画・予算案

上記のようなことが報告・審議されました。その中で注目される事業などについて下記に記載。

【1】 除雪

予算収入は3,200万円(昨年度:約3,430万円)が計上されています。この収入のうち高山市が負担しているのが2,000万円(岐阜県70万円)。この予算のほとんど3,000万円ほどが除雪・ゲート管理費用に使われています。この収入に占める除雪・ゲート管理費の割合はマイカー規制以後10年間ほとんど変わりません。

除雪は雪がまだ硬い4月上旬から行なっているのだからこれほどかかります。自然融雪を待って雪が柔らかくなってからの除雪なら作業も早く経費も少なくてすみます。当会がマイカー規制以前から要望している「7月からの開通」にすれば除雪費は大幅に縮小されるはずです。

【2】 電気自動車等乗り入れ実験・研究事業

期間中のべ約100台の電気自動車を事前登録したモニターにより、ほおのき平～豊平を往復してもらうというマイカー規制の緩和に一步踏み込んだ事業といえます。

提供するメーカー次第の面もあり、また運転者へのレクチャーも行なうようですが、監視員が見ているわけではないので途中での駐停車、降車などによる盗掘、踏み込みなどが発生する可能性が高くなると思われます。

【3】 目録入山者数の牧定

目的として『国立公園の利用と自然環境の保護を両立していくためには、適正な入山者数を設定する必要』そのために『過去の入山者数と自然環境への影響の因果関係』、今年の『入山者に対しての行程調査』を検討して25年度からの入山者数を設定しようとしています。

乗鞍岳・山岳地帯に適正な入山者数なんて求められるのでしょうか。第一、岐阜県側が決めたとしても長野県側からの入山者はどうなるのでしょうか。エコーラインは6月から7月の開通までは、大雪渓まで春山バスが運行されますし、夏休み期間中は長野県側からの入山者数も多いです。「長野県側より少ないのはおかしい。増やす方法を…」との声が聞こえてきそうです。

設定の目的にはもうひとつあります。昨年の入込み数が『東日本大震災及び天候不良の影響から・・・マイカー規制以来、過去最低の入込みとなった』(181,932人)『このことを鑑み』設定しようとしています。東日本大震災があったので観光客の減少は予測された事ではないでしょうか。むしろ、これだけの方に来ていただいたと思われなかったのでしょうか。

【4】 乗鞍フォーラム開催

昨年初めて開催した乗鞍フォーラムは意義のあるものだったので今年も開催する予定です。夏休み期間中に豊平周辺にて100名規模での開催を検討しています。参加者の募集が始まったら皆さんも申し込みましょう。“明日の乗鞍”を考えていきましょう。

※ 昨年の「乗鞍フォーラム」の開催記録(議事録)やアンケート結果が高山市のホームページに掲載してあります。是非ご覧ください。

高山市行政情報 → [くらしの情報](#)(画面中央)サイト内検索に → と入力



生物多様性のバイオバンキング

飯田 洋（会長）

オーストラリアでの生物多様性を守るための新しい仕組みについて話す。この問題についてはアメリカやドイツもやっているが、オーストラリアが一番適しているのではないかと行うてきた。今回はニューサウスウェールズ州でシドニーのある所、ビクトリア州のメルボルン辺りの2か所行ってきた。オーストラリアは連邦国家なので州ごとにいろんな制度がある。ニューサウスウェールズ州は人口約700万人で殆どがシドニーに集中している。ビクトリア州は人口531万人。イギリスがオーストラリアを発見してから、南の方から開拓していった。ニューサウスウェールズとビクトリア州の間をとってキャンベラがオーストラリアの首都になっている。キャンベラは新しい町である。日本では今、生物多様性国家戦略・地域戦略が問題になっているが、オーストラリアでは国家戦略が1996年に作られ、海は連邦政府、陸地は各州が管理している。日本とは少し違う。

生物多様性オフセット・バンキングがどうして生まれたかと言うと、生物多様性を脅かしているのは開発であり、今一番問題になっている。開発しないことが一番いいのだが、開発部分は出来るだけ少なく、又どうしても開発する際には、代償土地としてそれと同じ生物多様性の地域を作らなければならない。この代償部分がオフセットとかバンキングとなる。

特に問題になるのは私有地である。国が持っている土地であるなら、国立公園や森林保全地域と言うことで保護できるが、私有地は自由に開発できる。私有地は規制が無いのに等しい。今愛知県のトヨタ自動車のテストコース等に見られるように、トヨタ自動車と愛知県企業庁と一緒に開発しようとしているが、新聞でも問題にされていない。神奈川県三浦半島にある北川湿地で京急電鉄が電車の終点の電車置き場にしていた所を分譲住宅とするために開発を始めた。こういったものをくい止めようとするのが生物多様性オフセット・バンキングである。国の所有地ではなく、あくまで私有地の問題である。

ニューサウスウェールズ州で話を聞いてきた。生物多様性の土地を損なう計画を持った時に、新たな生物多様性を持った土地を作らなければならない。これは先に作られることもあるし後から作ることもある。Aと言うところの開発を行う場合は、Bと言うところにもっといい多様性豊かな土地を作らなければならない。これが生物多様性オフセット。オフセットとは置き換えて相殺する(代償)という意味である。生物多様性バンキングと言うのはもっとシステムを作って行って、開発しようと言う人がお金を払って、其のお金で新たなオフセット地を運営管理していくこと。日本には種の保存法で絶滅危惧種を保護する法があるが、オーストラリアでもこの法律があり、2006年からバイオバンキングによって保護していこうというものである。土地の所有者がオフセット地にしたい場合は、そこにいる野生生物、絶滅危惧種生物等を登録していく。それに対して開発業者がほかの土地を開発したい場合に其の土地クレジットを購入する。お金は州が管理して信託基金にしてその後の管理費用に充てる。私有地を管理することは大変だが、開発業者がお金を払うことによつて管理できる。問題点としては其の土地が生物多様性の観点から豊かであるかを決めるかであるが、植物学者や動物学者など専門学者が、環境を評価する。これは難しいことだがオーストラリアでは出来ている。日本では国家戦略で15%回復するなど目標を掲げているが、そのようにパーセンテージで示すのではなく、正確な評価によって金銭に置き換え管理していく。管理は10年など長いサイクルで行う。

ニューサウスウェールズ州には2,650万haの森林面積があり、州の森林管理局(FNSW)はそのうち240万haの森林を管理している。松の種類やユーカリなどが生えている。鳥ではインコ・オウムの仲間が多い。シドニーから1時間くらいのところにブルーマウンテンがある。ユー

カリは特殊なガスを出し、その影響で山が青く見える。

メルボルンの郊外では農園が広がり、「伊藤園のお茶」はほとんどここで作られている。日本だとシカなどの野生動物に食べられるという被害があるが、オーストラリアでは固有の野生動物はほとんどいない。なぜならイギリス人が入植した過程で、猫やイタチを入れて野生動物が食べられてしまったからである。メルボルンの郊外では絶滅危惧種の野生動物を保護・増殖活動をしている。

ビクトリア州は豊かな土地であったが、過去200年間で自然植生が失われていたが、年10,700haの喪失から、年2,450haの減少に成功した。その後オーストラリア固有の植物を保護する「原生植物管理法」を作りそのためのオフセット制度を導入し、さらに実効的なものにするためにブッシュローカーという名前の生物多様性バンキング制度を導入した。

私有地の所有者が土地ブローカーに自分の土地は価値のある土地だと登録し、それを評価して認められると土地開発業者が買うために契約してお金を払う。登録されるためには昔のオーストラリア（イギリス人が入植する前の）の状態を100パーセントとして、固有の巨木・古木があるか、生育環境は良好か、外来種は駆除されているかなどで評価し、それをハビタットヘクタール、つまり日本では土地の広さで土地の価格が決まるが、向こうではハビタットヘクタールと言って、ハビタット（生息地）として価値ある面積を出して評価する。これが認められたところに10年間お金を投入し保護活動をする。オーストラリアではこの制度により保護面積が増加している。

こういう制度が日本に導入できるかであるが、私有地について今まで自由に開発出来ていたのが、お金を払わないと出来なくなるというように開発が制限できるというメリットがある。また所有者は自分の土地の価値が高まればいいということで、むやみに土地を安く売らなくなる。

問題点として、アメリカでは10年くらい前からこの制度が行われ、専門の業者が開発する代替え地を管理し商売にしているが、日本では投資がうまくいかず誰も取引ができなくなる。日本は国土が狭く、生物多様性が高いヤンパルのような広大な面積でのオフセットは不可能。日本で可能なのは都市近郊の二次林や里山などで使えるのではないか。アメリカやオーストラリアでは開発しようとする住民説明会を24時間行い、説明会で納得しなかったら開発できない。事業の計画を立てる段階で環境影響評価を考えるため、戦略アセスメントと言って計画が生まれる段階で判断し、無駄なことをしないようになっている。日本ではこのような制度は全くない。

日本でこのような制度を持ってくる際には、もっとアセス制度をより良くしていかなければならない。
(自然談話室 2011・12・6)

会員状況

平成24年4月末会員数 一般 100名、団体 4団体

■ 会員を募集しています！	年会費 = 個人 2,000円 家族 3,000円 団体 5,000円
あなたの知人、友人に	・ 郵便振替 00800-8-129365
入会をおすすめください	・ 振込先 乗鞍岳の自然を考える会

くらがね通信 第48号 (新緑号) 平成24年5月10日発行

発行者 乗鞍岳と飛騨の自然を考える会 〒506-0055 岐阜県高山市上岡本町4-218-3 飯田 洋
TEL 0577-32-7206 ・ FAX 0577-32-7207

編集室では皆さんからの原稿、ご意見等をお待ちしています。

- 編集責任者 : 宝田 延彦 E-mail : nobu1995@peach.ocn.ne.jp TEL(FAX 兼) 0577-34-1287
- 編集者 : 住 寿美子 TEL 0577-34-7237

表紙写真提供 : 小池 潜

印刷 : アドプリンター